

# **Press Release**

令和2年9月 15 日 社会·援護局 地域福祉課 生活困窮者自立支援室

> 室長補佐:前田(内線 2872) 係 長:櫻井(内線 2879) 代表 03-5253-1111

報道関係者 各位

## 緊急小口資金等の特例貸付の受付期間を延長します

個人向け緊急小口資金及び総合支援資金の特例貸付については、令和2年9月末までとしていた申請の受付期間について、同年12月末まで延長します。

また、総合支援資金の申請については、経済的自立につなげるため、10 月以降、初回3か月の貸付についても自立相談支援機関による支援を行ってまいります。

## 個人向け緊急小口資金等の特例貸付の実施

#### 予備費措置額:3,142億円

令和元年度予備費交付額 267億円 令和2年度第1次補正予算額 359億円 令和2年度第2次補正予算額 2,048億円 令和2年度予備費(8/7)措置額 1,777億円

○新型コロナウイルス感染症による経済への影響による休業等を理由に、一時的な資金が必要な方へ緊急の貸付を実施。

〇万が一、失業されて生活に困窮された方には、生活の立て直しのための安定的な資金を貸付。

無利子

⇒ これらを通じて、非正規の方や個人事業主の方を含めて生活に困窮された方のセーフティネットを強化

#### 【緊急小口資金】

貸付利子

(一時的な資金が必要な方[主に休業された方])

#### 本則 特例措置 緊急かつ一時的 な生計維持のた 貸付対象者 めの貸付を必要 があり、緊急かつ一時的な生計網 とする低所得世 持のための貸付を必要とする世 帯等 学校等の休業、個人事業主等(※) の特例の場合、20万円以内 貸付上限 10万円以内 その他の場合、10万円以内 据置期間 2月以内 1年以内 償還期限 12月以内 2年以内

# ※世帯員の中に個人事業主等がいること等のため、収入減少により生活に要する費用が不足するとき

無利子

### 【総合支援資金(生活支援費)】

(生活の立て直しが必要な方[主に失業された方等])

	本則	特例措置
貸付対象者	低所得世帯であって、収入の 減少や失業等により生活に 困窮し、日常生活の維持が 困難となっている世帯	新型コロナウイルス感染症の影響を受け、収入の減少や失業等により生活に困窮し、日常生活の維持が困難となっている世帯
貸付上限	(二人以上)月20万円以内 (単身)月15万円以内 貸付期間:原則3月以内	同左
据置期間	6月以内	<u>1年以内</u>
償還期限	10年以内	同左
貸付利子	保証人あり:無利子 保証人なし:年1.5%	<u>無利子</u>

注 総合支援資金(生活支援費)については、申請の際に、償還開始までに自立相談支援機関からの支援を受けることに同意することをもって、貸付を行う。

償還免除について:今回の特例措置では新たに、償還時において、なお所得の減少が続く住民税非課税世帯の償還を免除することができる こととし、生活に困窮された方の生活にきめ細かに配慮する。